

松阪市嬉野保健センター機械警備業務委託仕様書

本仕様書は、松阪市嬉野保健センター機械警備業務の基準を示したもので、実施にあたってはこの仕様書に基づくほか、受託者（以下「乙」とする）は松阪市（以下「甲」とする）の指示に従い誠実に本作業を実施するものとする。

1. 警備目的

この警備は対象物の盗難を防止するとともに、その他の不正行為等を警戒し、甲の財産の保全をはかり、その安全を保障することを目的とし、防犯サービス、火災監視サービスを行うものとする。

2. 警備対象・警備機器

松阪市嬉野保健センター（松阪市嬉野町1434）

別紙設置機器及びシステム配置図による。ただし同数以上であれば機器は同等品でも可とする。

3. 警備期間

平成31年4月1日から2024年（平成36年）3月31日まで（60ヶ月）

4. 警備方式

松阪市嬉野保健センターの警備業務を機械警備により行うものとする。

機械警備とは、警備業法第2条第5項に定義されるもので、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置（以下「機械装置」という。）が感知した信号を乙の基地局に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。通信にあたっては甲が所有する電話回線を使用することとし、通信に係る費用は甲が負担する。

5. 警備責任時間

原則として警備装置を開始（セット時）した時点より警備装置のセットが解除された時点までとする。ただし、火災発生を感知する機能については、常時対応すること。

6. 警備実施要項

(1) 警報装置

警備対象で発生した異常事態を乙の警備本部へ自動的に通知する機能を有する。

(2) 乙の警備本部

乙は警備実施中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、異常事態の発生の際は直ちに警備対象箇所に駆けつけ、対処する。その後、速やかに書面にて報告を上げる。

ただし緊急の場合はただちに甲の指定する緊急連絡名簿に基づき連絡する。

(3) 警備開始の取扱い

ア. 甲における取扱い

甲における最終退館者は、防火・止水・防犯・その他の事故防止上必要な処置をなした後、退館口を施錠し、館内に設置した警備装置を起動し、警備開始の状態にする。

イ. 乙の警備本部における取扱い

甲の定める最終退館者の装置操作により自動的に標示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。

(4) 警備終了時の取扱い

ア. 甲における取扱い

甲における最初の入館者は入館前に館内に設置した警備装置を警備解除の状態にする。

イ. 乙の警備本部における取扱い

甲における最初の入館者の装置操作により自動的に標示される警備解除の信号を確認し、警備を終了する。

7. 入札書の記入

入札書には総額（税抜）を記入し、その金額をもって落札業者の決定とする。

8. 支払方法

入札書に記載した入札価格（税抜）に100分の108を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、請求書により毎月後払いとする。なお、月額に端数が生じた場合は、契約開始月に支払うこととする。

9. その他

- (1) 警備上必要と認められる諸整備（警備機器及びこれに付帯する一切の設備、消耗品等の経費）は乙の負担において設置するものとする。
- (2) 乙は、機械警備を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行い、故障又は異常を発見したときは、修理又は取替えを行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- (3) 契約が終了した場合の機器や物品等の撤去に必要な諸経費は入札価格（税抜）に含めること。
- (4) 警備開始、解除に必要なタグ等は10個用意すること。
- (5) 甲の警報機器操作上の過失等により、乙の警備担当員が緊急出動した場合の料金を入札価格（税抜）に含めること。
- (6) 業務執行中、乙の過失により甲が被害を被った場合、1事故につき乙は対人賠償、対

物賠償合わせて10億円を限度として賠償の責任を負うものとする。

- (7) 乙は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づき三重県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条に基づく届出書を三重県公安委員会に提出している者であること。
- (8) 乙は、警備業法第40条に規定する届出書を三重県公安委員会に提出している者であること。
- (9) 乙は、警備業法第49条第1項に規定する営業の全部又は一部の停止の命令を三重県公安委員会から受けていない者であること。
- (10) 乙は、警備業法第49条第2項に規定する営業の廃止の命令を受けていない者であること。
- (11) 乙は、基地局に警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で内閣府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、公安委員会から機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任していること。
- (12) 乙は、警備業法及びその他法令を遵守して警備業務を行うこと。
- (13) 乙は、警備員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、甲が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出するものとする。
また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。
- (14) その他本仕様書に定めない事項については、双方協議の上決定する。

10. 連絡先

嬉野地域振興局地域振興課 担当：多賀 電話0598-48-3800